平成２１年（フ）第１４５９号
広島市中区舟入南３丁目９番27―103号
債務者　森本　美保
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５５４号
広島市中区舟入南５丁目５番18―505号
債務者　高崎多美子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５９４号
広島市中区榎町４番５号
債務者　吉田　耕二
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６４５号
広島市中区榎町４番21―303号
債務者　吉田金太郎
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６９５号
広島市安佐北区小河原町1322番地の４
債務者　新家　昭市
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７１５号
広島市南区皆実町６丁目15番23―704号
債務者　松本　雄一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２０号
広島市中区江波南２丁目９番７―501号
債務者　山科由利子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７３６号
広島県東広島市黒瀬町津江5858番地
債務者　関藤　夏子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７４３号
広島市西区己斐上２丁目71番20―209号
債務者　仁井本友徳
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６２号
広島市東区福田６丁目2472番地の15
債務者　小池　正雄
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７６３号
広島市東区福田６丁目2472番地の15
債務者　小池　惠子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８６７号
広島市佐伯区八幡東３丁目26番25―６号
債務者　片山　好高
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７７号
広島市中区上八丁堀８－８第１ウエノヤビル９階、住民票上の住所島根県松江市西持田町736番地５
債務者　三代美佐子（旧姓福長）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０３号
広島県東広島市高屋町中島801番地169
債務者　岡本　阿矢
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２号
愛媛県新居浜市垣生２丁目５番19号
債務者　高橋　　裕
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１９３号
愛媛県四国中央市下柏町845番地３
債務者　田辺　博志
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１９４号
愛媛県四国中央市下柏町845番地３
債務者　田辺　　恵（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第２０４号
愛媛県西条市三津屋50番地５
債務者　矢野勇治郎
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
松山地方裁判所西条支部